

葵スクエア 使用上の留意事項

文化政策課 施設係
静岡庁舎(16F) 221-1044

1 設営関係について

- (1) 噴水の噴水口はゴムマット等で、また排水口についてはガムテープ等で蓋をし、絶対にゴミが入らないように養生すること。
- (2) レッカー車等の大型車を乗り入れる場合、大型テントの各足の部分及びステージを組む場合の足場等には、路面を損傷しないように養生すること。
- (3) イベント内容が飲食を伴う場合は、路面に油等のシミが付かないように、必ずその部分にシートやカーペット等で養生すること。
- (4) 電気、水道の使用については、必要以上のボックスの解放はしないこと。
- (5) ステージ等を組む場合、人が十分に通り抜けできる部分を確保すること。
(車道での人、スタッフの行き来は絶対しないこと。)
- (6) テントなど設営物については可能な範囲で周辺商店に配慮すること。
- (7) 設営の際、イベント広場内に設置してある**ポスター掲示板及び観光案内看板**を塞がないよう注意すること。

2 駐車、駐輪について

- (1) 広場は駐車場ではないため、イベント開催時（設営時を除く）に**広場への駐車はしないこと**。ただし、必要最小限の緊急車両を除く。
- (2) 設営時を含め、関係車両は周辺道路（特に呉服町通り側）へ駐車しないこと。また、広場への車両の進入は、市役所側から行うこと。
- (3) 関係者の自転車の駐輪については、周辺商店街の迷惑とならないよう両替町地下駐輪場等へ誘導すること。
- (4) 車止めを外す場合、車両進入後速やかに車止めに元に戻すか、車止めに歩行者の邪魔にならない場所で管理し、溝にはふたを設置すること。（歩行者が車止めや溝によって怪我をするのを防ぐため）。

3 騒音防止について

- (1) 音響設備、音楽演奏等については、周辺住民等の迷惑となるような必要以上の音量は控えること。（コンサートや演奏専門の会場ではないため）また、マイク等音響テストは、音量を極力控え、利用可能時間内に（原則午前9時から午後8時まで）行うこと。
- (2) 音響設備の使用、音楽演奏等を行う場合は事前に周辺住民等の同意を得ること。
- (3) 和太鼓及びギターアンプの使用の演奏は、原則禁止とする。
- (4) 拡声器（スピーカー等含む）を使用する場合でも音量は70db以内にする。※音の発生源から10m離れた位置での測定値。10m以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地境界線。

4 使用後の清掃について

- (1) 市の中心広場です。使用後の清掃は徹底して実施すること。
- (2) 噴水のタッチアオイ（ピンク色）部分は完全に掃いておくこと。（水でゴミが流れると故障の原因になるため）

5 その他

上記事項を守れない場合、また著しく不適切な行為があったと認められる場合は、イベントを中止するよう指導する場合があります。また、次回以降の利用の不承認を含めた措置をとる。